

平成19年6月13日

消 防 庁

認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設における 防火安全対策のための消防法施行令等の一部改正

この度、認知症高齢者グループホームにおける火災事案を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設における防火安全対策を強化するため、別紙1・別紙2のとおり消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正を行うとともに、別紙3・別紙4のとおり各都道府県知事等あて通知することとしましたので、お知らせします。

(制度改正の概要については、別添資料も併せて御参照ください。)

改正の概要

1 防火管理者の選任

認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設（以下「施設」という。）について、防火管理者を選任し、消防計画の作成などの防火管理業務を行わせることが義務付けられる収容人員の要件を、10人以上とする（従来は30人以上）。

2 消防用設備等の設置

① 延べ面積 275 m²以上の施設について、スプリンクラー設備の設置を義務付ける（従来は延べ面積 1,000 m²以上）。

※ 一定の防火区画を有するもの等を除く。

※ 延べ面積 1,000 m²未満の施設に設置するスプリンクラー設備については、技術上の基準を緩和。

② すべての施設について、以下の設備の設置を義務付ける。

- ・ 自動火災報知設備（従来は延べ面積 300 m²以上）
- ・ 消防機関へ通報する火災報知設備（従来は延べ面積 500 m²以上）
- ・ 消火器（従来は延べ面積 150 m²以上）

3 施行期日等

平成21年4月1日

（既存施設について、消防用設備等の設置に関する猶予期間を設定）

【連絡先】消防庁予防課

長谷川課長補佐・宮路事務官

Tel 03-5253-7523（直通）

Fax 03-5253-7533

Mail t2.miyaji@soumu.go.jp